

○ 財務省告示第二百六十二号
平成十二年七月二十五日
条件等を次のとおり告示する。
行二令
平成十二年七月二十日
政務取扱規則(平成十一年大蔵省
定期証券(第二百二十二回)の規定に基づき、
國庫短期財務大臣野田佳彦

二 一
の法發号名稱及び記
條律行項及の根拠そ拠

四 三
發行方法の適
用振替法の適

「を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。」へ格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用「平成二十一年法
市る参て札発によ「争は受けるもとい
場も加、「と行
特の者財同「発行格付本銀のう。
別にご務時と行競し行のう。
参考よと大にい「以争て行」とし
加るに臣行。」下入行とし
者発応がわ。」
・行募各れ及「札わする。
第へ限國るび価「れ。」
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	円 三 二 四 千 十 兆 五 九 四 百 万 千 三 二 三 十 千 百 六 八 六 億 百 十 九 円 九 十 億 六 九 万 千 四 七 千 百	額 億 額 面 四 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 三 四 兆 千 兆 五 四 千 百 三 千 三 百 八 七 億 円 八 十 二	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い

十 十 十 十
六 五 四 三

十 十
二 口 イ 一
発

払者入場元償	償行争非者特国入価発
込札所金還	還入価・別債札格行行
期参支金	期札格第参市発競価
日加払額	限発競I加場行争格日

平成二十二年七月二十日 財務大臣の記載又は記録は、最低額面金額の記する。日本銀行から通知を受けた者に、その銀行業に於ける、支払はべき償還期日を、翌営業日とし、その額を百円に亘り、当ただしに付する。その額は、日本銀行に於ける、支払はべき償還期日を、翌営業日とし、その額を百円に亘り、当ただしに付する。